

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「この法人」という。）定款第37条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款16条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 評議員には、報酬を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は年額とし、その額は理事会の承認を得て理事長が定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給する。毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法等)

第6条 報酬は、年額を12で徐して得た額を月額として支給する。その月に100円未満の端数が生じたときは、最終の月に支給する報酬において補正する。

- 2 報酬の支給方法及び社会保険料等の控除は、給与規程による。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤手当を支給する。

2 前項に定める通勤手当の額及び支給方法は、給与規程による。

(非常勤役員等の費用弁償)

第8条 非常勤役員及び評議員が職務のため勤務したときは、費用弁償として交通費及び日当を支給する。ただし、当該費用弁償を辞退したときはこの限りではない。

2 前項に定める費用弁償の額は別表に定める額とする。

(旅費)

第9条 常勤役員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項に定める旅費の額及び支給方法は、旅費規程による。

(退職手当等)

第10条 役員及び評議員には、退職手当及び功労金は支給しない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、北海道を退職し、常勤役員に選任された者については、北海道が定める「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」による在職期間及び給与基準を適用する。

(公表)

第12条 この法人は、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。